

1. 開催年月日

厚生常任委員会 令和8年3月17日（火曜日）

2. 議題

議案

市第23号 高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例議案

市第37号 高知市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議案

市第39号 高知市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

市第42号 高知市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例議案

市第43号 高知市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例議案

市第44号 高知市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例議案

市第45号 高知市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定議案

市第46号 高知市国民健康保険条例の一部を改正する条例議案

市第47号 高知市介護保険条例の一部を改正する条例議案

市第48号 高知市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

市第71号 債権の放棄に関する議案

意見書議案

- ・〇ＴＣ類似薬の保険適用除外及び特別料金導入を行わないことを求める意見書（案）（日本共産党）
- ・高額療養費制度の限度額引上げについて撤回を求める意見書（案）（日本共産党）
- ・障害のある子供に係る公的給付の所得制限撤廃を求める意見書（案）（日本共産党）

報告事項

- ・高知市新型インフルエンザ等対策行動計画について（健康福祉部）
- ・高知市福寿園の在り方検討 基本方針について（健康福祉部）

3. 出席委員

甲木 良作 委員長

岡田はるか 副委員長

伴 武澄 委員

岡崎 豊 委員

上田亜矢子 委員

大田 芳男 委員

山根 堂宏 委員

氏原 嗣志 委員

4. 欠席委員

なし

5. 説明のために出席した者

大野 正貴 こども未来部長

山中 理枝 こども未来部副部長

橋本 和明 健康福祉部長
豊田 誠 健康福祉部健康推進担当理事保健所長事務取扱
入木 栄一 健康福祉部副部長
明坂 啓司 健康福祉部福祉事務所長
ほか関係職員

〔午前 9 時 57 分開会〕

甲木良作委員長

ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

今議会、当委員会に付託されました議案及び執行部から申出のありました報告事項は、次第書に記載のとおりです。

審査の順番は、お手元に配付の次第書のとおりといたします。

それでは、議案の説明をこども未来部に求めます。

大野正貴こども未来部長

こども未来部からは条例議案 5 件についてお諮りするものです。

説明は副部長からさせていただきますので、よろしくお願いします。

山中理枝こども未来部副部長

こども未来部の予算外議案は、市第 23 号議案、市第 42 号議案から市第 45 号議案までの合計 5 件です。

それでは、1 ページ及び 2 ページをお願いいたします。

市第 23 号高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例議案です。

改正の概要は、こども誰でも通園制度の導入に伴いまして、乳児等支援給付認定の事務において個人番号を活用することから、当該条例の別表に乳児等のための支援給付を追加するものです。

3 ページをお願いします。

市第 42 号高知市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例議案です。

1、改正議案の概要は、近年の公的給付の充実や当該手当の受給対象児童数が減少傾向にあることから、令和 8 年 4 月から当分の間、新規認定に係る申請の受付を停止するものです。

4 ページをお願いします。

市第 43 号高知市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例議案です。

1、改正議案の概要は、こども誰でも通園制度の導入に伴いまして、児童福祉審議会において、利用定員の設定についても審議を行うことができるよう、第 72 条第 1 項第 3 号を追記するものです。

5 ページ及び 6 ページをお願いします。

市第 44 号高知市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例議案です。

1、改正議案の概要は、こども誰でも通園制度の導入に伴いまして、給付に関する報告義務違反や虚偽の申告等を行った者に対し、10 万円以下の過料を科すことができるよう、罰則に係る規定を追加するものです。

7ページをお願いいたします。

市第45号高知市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定議案です。

条例制定の趣旨は、こども誰でも通園制度の導入に伴いまして、本市の子ども・子育て支援会議におきまして事業者の確認が必要となっていることから、利用定員や運営に関する基準を定めるものとなります。

説明は以上となります。

甲木良作委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

岡崎豊委員

3ページの高知市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例議案の概要について、災害遺児手当の受給資格者が減少傾向というのは、受給者がゼロということですか。当分の間だとしても、申請の受付及び認定を行わないということは、いわゆる扉を閉ざすということですが、ここまでしていいのかどうか、そのあたりの判断を教えてください。

西成雅江子育て給付課長

災害遺児手当は、交通事故や海難事故、労災などによりまして、生計の中心となる方を亡くされた義務教育終了までのお子さんを養育されている方に対しまして、子供さんお一人当たり3万円を毎年12月に支給しているものです。今年度は、7世帯、13人のお子さんに支給させていただいており、1世帯、1人が15歳で中学校を卒業されましたので、来年度は6世帯、12人のお子様へ支給する予定となっております。

支給状況としましては、平成22年は子供さんが28人でしたけれども、現在は13人ということで、年々対象となるお子様、世帯も減少傾向にあります。

岡崎豊委員

今の説明で、平成22年は28名で、昨年が13名と減少傾向ではあるけれども、こういう状況にあるから認定を行わない、新規認定に係る申請の受付及び受給資格認定を行わないと言い切っていますよね。ここまでしないといけないものなのか、もう一度答弁をお願いします。

西成雅江子育て給付課長

確かに減少傾向ということで、全くゼロになっているという状況ではございませんが、近年、児童手当が令和6年10月分から手厚くなりまして、高知市としても、中学生までの医療費を無償化したということもございまして、子供さんへの公的給付、子供さんを養育される方への経済的支援が一定充実したということをもちまして、一旦新規の受付は停止するという判断に至ったものです。

岡崎豊委員

ほかの制度が充実したのでやめるというのは、事務事業の見直しの一環なのですか。

大野正貴こども未来部長

昨日、分科会で説明させていただきました事務事業の見直しの中に入っています。これについては、補足になりますけれども、現在、継続的に支給させていただいている方については、最後まで支給するという考えでして、今後、新規に発生する方だけを除外していくという条例案です。

岡崎豊委員

この条例の根拠法令はどうなっていますか。

西成雅江子育て給付課長

市独自にやっているものでして、法令に基づくものではありません。

岡崎豊委員

上位法はなく、市単でやっている事業ということですね。

西成雅江子育て給付課長

市単独でやっております。

岡崎豊委員

金額の大小ではないのですけれども、要は災害遺児という特殊な状況にあるお子さんに対しての支給を市単でやっていたのですよね。事務事業の見直しで、ほかの手当が充実したからやめるというのは、納得できない部分があります。そのあたりはどういう経過で審議したのか、部長の説明をお願いします。

大野正貴こども未来部長

これについては、全庁的に総務部、財務部を含めた見直しの中で、候補として上がってきたものを、こども未来部として精査させていただきまして、先ほど課長が申し上げましたように、例えば児童手当や児童扶養手当等々が一定充実されてきたということを受けて、近年、新規の申込件数も非常に減ってきておりましたことから、新規の申請の受付等については停止するという判断をしたものです。

岡崎豊委員

先ほど言いましたように、災害遺児という特殊な状況にあるお子さんに対して実施していた分ですよね。年間の金額の大小は別にして、子供さんの義務教育課程までの生活を少しでも応援しようという趣旨だと思います。事務事業の見直しの一環で右から左に流れたという印象しか受けないので、これについては納得できない部分があります。

山根堂宏委員

関連して、もともと条例ができた施行の期日はいつになりますか。

西成雅江子育て給付課長

施行は昭和55年4月1日からとなっております。

山根堂宏委員

昭和55年4月1日から実施されて約46年になるのですか。この間、児童手当や医療費の拡充等もされて、ある一定障害児に関しては、現状においてはこの制度そのものよりもほかの部分で担保できるようになったので、今回の事業仕分の対象となったということですね。

そこで、児童手当や医療費の補助以外に、この障害児の手当の中で含まれない内容がもしあるとしたらどういう内容がございますか。昭和55年4月1日から執行してきたけれど、大部分は児童手当の拡充や医療費の拡充で担保できるけれど、障害を受けることによって、例えば補装具だとかはほかのメニューでできるけれど、この部分だけは少し支給が減額されとか、そういうような不利益なものがあるかどうか、お聞きしたいだけです。

大野正貴こども未来部長

山根委員の御質問ですけれども、まずこれは、対象が障害児というわけではなくて、災害遺児で、例えば親御さんを交通事故で亡くされたというような方が対象になっています。

近年、交通事故の死亡事故自体が激減傾向にあるということもあって、非常に数が減ってき

ていることは先ほども説明したとおりですけれども、一方で災害遺児に関して、例えばそれを条件に児童手当が削減されるといったことはございません。

山根堂宏委員

分かりました。

岡崎豊委員

説明文の中に、近年の公的給付の充実とあるのは分かるのですが、生活環境の向上とはどういう意味で、何を指しているのですか。

西成雅江子育て給付課長

生活環境の向上といいますのは、支給対象の理由として、親御さんが不慮の事故に遭われたという交通事故によるものが最も多い中で、交通事故の件数が、道路や設備が整ったことによりどんどん減少しておりますので、そういったことで環境が整ったという表現をさせていただいております。

岡崎豊委員

おかしいと思いませんか。書いているのは生活環境であって、道路交通環境じゃないのですよ。取ってつけたような表現はやめていただきたいです。表現を含めて、全然中身を詰めていないじゃないですか。対象の御家庭の方々に思いを寄せてこの文書を考えたのか、答弁してください。

西成雅江子育て給付課長

こちらの文書の内容については、課内、部内で協議いたしまして、決定したものです。

岡崎豊委員

課内、部内の認識がその程度だと思いますよ。答弁は要りません。

氏原嗣志委員

市民負担軽減を受ける該当者、そういった方たちに対する今回の議案については、行財政改革調査特別委員会の中で説明し、報告し、了解したのか、承諾したのかは別として、それが議案として成案されて、今回、我々の審議になっているわけです。我々議員活動の中で、資料を求めて、今回の委員会審査に臨めばいいのですけれども、今回初めて資料が出てきて、削減部分のみをもって説明を受けているわけです。昨日の分科会の中で、健康福祉部に対しても同じような問いかけをしました。健康福祉部として財務部とどういう攻防をして強い姿勢で臨んでくれたのかというような話をさせてもらいました。まさに今の岡崎委員の話がそのことだと思うのです。

市長は痛みの部分について、覚悟の部分だという言い方をするのでありますが、市長自らが身を切る覚悟というものができておるのかというところになると、私は疑問に思います。そういった中で、こども未来部の中で事業の削減額はいくらになっていますか。

山中理枝こども未来部副部長

削減額については、事業廃止に関しましては、合計で対前年度比158万6,000円、そして見直しの部分については、対前年度予算で454万3,000円の削減が図られました。

氏原嗣志委員

数字としては約600万円ということですね。本当は市長に言うべきですが、言いたいの、それぐらいの市民負担軽減部分は、どこかほかから出てくるのではないかとということです。遺児に関わる部分についての経費を削るのであれば、どこかほかから削って手だてをして

あげないといけないのではということをもさに言いたいのですよ。個々にしたら2万円、3万円の積み上げで、そういったところまで手をつけなければいけないのかということです。お世話している人や支援をしている人、周りの協力者といった方たちが、2万円、3万円の削減によってもう協力はしないと、お手伝いができないとなることが私は怖いと思うのですよ。そこまで議論しているかということを知りたいのです。

大野正貴こども未来部長

今回、副部長が申し上げました約600万円の削減の中には、今回の災害遺児手当の分も含まれますけれども、例えばサークル協議会や、氏原委員がおっしゃるように、お世話になっていた団体の委託料等々も含まれております。それについては、一定、昨日も説明しましたように、団体としっかり話をし、御納得の上で削ったという部分も多くございます。

山根堂宏委員

先ほどの質疑で私の認識の違いがありましたので、少し改めてお聞きしたいのは、先ほど執行部からは、交通事故等で災害遺児になられた方との説明がありましたけれど、今後、想定される南海トラフ巨大地震で、御両親等が自然災害によってお亡くなりになられて、自然災害による災害遺児となった場合に、今までの条例の中で、交通事故ではなく、自然災害による災害遺児というもの、この条例で担保できる内容だったのでしょうか。そうでなかったならば、自然災害等に対する手当を充実するのであれば、新たな条例が必要なのか、もしくは自然災害を踏まえた災害遺児というような条例がほかにあるのか、お聞きします。

西成雅江子育て給付課長

この条例は、対象は天災等の事故ということで、地震、風水害、これに準ずるもの、その他不慮の災害で市長が認めた災害が対象となっております。

山根堂宏委員

そういうことであれば、今後、南海トラフ巨大地震で災害遺児が発生するであろうと想定される中で、この条例を改正したことによって、大規模災害が起きたときに、あの条例があったら災害遺児を何かサポートすることができたのにとということになりはしないかなと、お二人の委員の質疑で感じたのですけれど、部長は今、どうお考えですか。

大野正貴こども未来部長

恐らく山根委員の想定されている大規模自然災害等が来たら、こういう額ではなかなか充当し切れないと思いますので、当然国ないし県の財源を受けた上での想定になりますけれども、新たな条例をつくり上げていく必要があるのかなとは考えています。

一方で、先ほどから岡崎委員、氏原委員から非常に厳しい御意見をいただいています。この条例については、当然、永久にこれをやめるという趣旨のものではございませんので、あくまでも、財務部からも説明がございましたように、あまりにも昨今、予算がなかなか組めないということも受けまして、こども未来部としましても、一定そこは一般財源を捻出するために協力するべきではないかということで、当分の間、これを停止させていただくということで上程させていただいたものでございます。けれども、強い御要望、御意見もいただきましたので、この停止期間をできるだけ短縮できるように努めていきたいと考えています。

岡崎豊委員

暫定税率がありましたよね。当分の間停止するとおっしゃっていましたが、非常に行政の言葉は特殊で、意図があっても、言葉が一人歩きしてしまうということはあることなのです。

よ。ましてや、答弁の中では交通事故が主に出ていましたけれども、不慮の事故や自然災害が含まれているのであれば、なおさら間口として置いておくべきではないでしょうか。申請件数が減少傾向にあるということですが、減少傾向にあっても、存在している可能性もあります。それは、市民の真意をおもんばかるという、行政の姿勢を僕は問われていると思います。単に事務事業の見直しで財務部から迫られて人身御供を出しましたと、そういう問題ではなく、これはまさにこども未来部のスタンスの問題だと思います。

甲木良作委員長

一旦休憩いたします。

〔午前10時22分休憩〕

〔午前10時22分再開〕

甲木良作委員長

再開いたします。

ほかに質疑はございますか。

岡田はるか副委員長

市第44号高知市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例議案ですけれども、罰則の規定を新たに設けるということですが、この罰則の対象となるのは事業者の方のみですか、保護者の方も含まれるのでしょうか。

宮地豊一保育幼稚園課長

保護者も含まれます。

岡田はるか副委員長

その場合、様々な支援も必要な保護者の方もいると考えられると思うのですが、これが必要であると、どのように判断されていくのかをお聞きしたいです。ここでいうと提出や答弁がないということなどが判断基準のように読めますけれども、1回そういうことがあると、この罰則になるのかどうかということをお聞きしたいです。

宮地豊一保育幼稚園課長

例えば物件の提出や答弁しないという場合にも、何度か提出を求めたり、答弁を求めたりして、そこは丁寧に対応しながら、即座にこの罰則が適用されるということではないと認識しております。

甲木良作委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようですので、こども未来部からの議案に対する質疑を終わります。

一旦休憩いたします。

〔午前10時24分休憩〕

〔午前10時27分再開〕

甲木良作委員長

再開します。

それでは、議案の説明を健康福祉部に求めます。

橋本和明健康福祉部長

それでは、健康福祉部の予算外議案について、副部長から説明します。

入木栄一健康福祉部副部長

それでは、お配りしております第512回市議会定例会厚生常任委員会説明資料を使って説明させていただきます。

1 ページの目次を御覧ください。

条例議案が5件と、その他議案が1件です。

2 ページをお願いします。

健康福祉総務課の高知市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例議案です。

1、一部改正の趣旨ですが、大規模災害が起きますと、直接の被害で亡くなる方以外にも、災害関連死と言われます災害を原因とする負傷の悪化や長期間の避難生活の身体的負担による疾病などで亡くなる方が想定されております。

制度によりまして、災害関連死の遺族には災害弔慰金が支給されますが、その判定には、医学的・法学的な専門的知見を必要とすることから、審査会の在り方について、県とも協議を重ねながら検討していたところ、このたび一定の方向性が固まりましたので、高知市災害弔慰金の支給等に関する条例に災害弔慰金等認定審査会について規定し、併せて高知市報酬並びに費用弁償条例に審査会委員への報酬について規定するものです。

なお、災害弔慰金の支給額については、死亡者の収入により生計を維持していた場合は500万円、その他の場合は250万円となっております。

2、改正内容ですが、枠組みのとおりとなっております。主なものとして、2、審査会は6人以内の構成組織とすること、3、委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者とし、5、任期は2年としております。

また、南海トラフ巨大地震が起きた場合は、被害は県内市町村広域に及ぶことが予想されます。その場合には、各市町村が単独で審査会を開催するだけでなく、県が合同審査会を設置することも想定しております。

そこで、委員報酬については、県内で統一していこうということで、県の費用弁償条例の規定に合わせ、本市の報酬並びに費用弁償条例にも委員報酬を規定することとしておりますが、こちらの条例議案については、総務委員会で一括して諮ることとなっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

3、施行期日は公布の日として、令和8年4月1日を予定しております。

3 ページをお願いします。

高齢者支援課の高知市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案です。

1、改正の経過について、県の条例であります高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例が改正されまして、特別養護老人ホームの建て替えに係る居室定員の特例に関する規定が追加されたことを受けまして、本市の条例も県条例の規定に準じた改正を行うものです。

2、改正の内容について、詳しく説明しますと、平成25年4月1日現在で、3人または4人

部屋のいわゆる多床室を既に設置している特別養護老人ホームが、今後、建て替えを行うときに、一定の要件を満たせば、建て替え後の定員を通常2人以下とするところを4人以下にできる規定を追加するものです。もともとの規定では、1人部屋は建て替え後も1人部屋に、2人部屋であった居室の場合は2人以下とすることとなっております。ただし、多床室である3人・4人部屋を建て替え後も引き続き3人・4人部屋として残す場合には、多床室整備が定員サービス維持に不可欠であること、その必要性について高知市老人福祉計画、高知市で言えば高齢者保健福祉計画推進協議会になるのですが、そこに諮って意見を聴取していること、また可動式の壁などプライバシー確保の措置が取られていることを要件として認めることとしております。

この特例は、県内に多床室を持つ施設が多く存在しておりまして、建て替え等により2人定員以下になることで全体の定員数が減少し、施設サービスが不足するおそれがあるため、基準を緩和して定数を維持しようとするものです。

3、施行期日は公布の日とし、令和8年4月1日の予定です。

4ページをお願いいたします。

保険医療課の高知市国民健康保険条例の一部を改正する条例議案です。

2、改正内容を御覧ください。

まず、(1)、令和8年度からの子ども・子育て支援納付金制度の開始に伴いまして規定を新設するもので、10年度までに段階的に賦課額を増加させていく予定です。

(2)、令和12年度の保険料率の県下統一に向けまして、本市の介護納付金の賦課方式を所得割・均等割・平等割の3方式から、所得割・均等割の2方式に変更いたします。

(3)、国の政令改正に準じまして、保険料賦課限度額について、基礎賦課分を1万円引き上げ、これに子ども・子育て支援納付金の創設による限度額3万円と合わせて、合計4万円の引上げを行います。これにより限度額が109万円から113万円に変わります。

5ページをお願いします。

(4)、保険料軽減のうち、対象世帯の所得判定基準額の引上げを行います。これは、所得の上昇により、これまでの判定基準だと軽減対象世帯から外れてしまうことを防ぐため、5割軽減の場合は5,000円、2割軽減の場合は1万円引き上げることで対象世帯の拡充を行います。

3、施行期日は公布の日として、令和8年4月1日を予定しております。

6ページをお願いいたします。

介護保険課の高知市介護保険条例の一部を改正する条例議案です。

1、改正の趣旨ですが、令和7年度税制改正におきまして、物価上昇への対応とともに、就業調整に対応する観点から、給与所得控除について最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられる見直しが行われました。

一方、介護保険の第1号被保険者である65歳以上の方の保険料は、令和6年度から8年度の3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画において、市民税課税の有無や合計所得金額等に応じて1から14の所得段階を設定しているところですが、このたびの給与所得控除の引上げにより、一部の被保険者の段階が移動することにより、計画期間中の保険料収入が減少する可能性が出てまいりますので、保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から改正を行うものです。

2、改正内容としては、今回の税制改正の影響により、令和8年度介護保険料の所得段階が変わり得る第1号被保険者については、税制改正前と同じ所得段階の判定となるように保険料の算定基準の特例を設けます。

3、施行期日は公布の日で、令和8年4月1日を予定しております。

7ページをお願いします。

介護保険課の高知市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案ですが、内容は、先ほど説明しました特別養護老人ホームの建て替えのときの定員の特例基準と同じ内容です。特別養護老人ホームは介護保険法に規定する介護老人福祉施設でもありますので、このたびの県条例の改正に準じて、本市の基準条例についても改正を行うものです。

2、改正内容は先ほどと同じですので、説明は省略いたします。

以上で条例議案の説明は終わります。

続きまして、予算外議案のその他議案で債権の放棄に関する議案です。

8ページをお願いいたします。

債権の放棄に関する議案です。

1、内容ですが、平成16年3月に閉院しました高知市立市民病院に係る診療報酬のうち、13年度から15年度までの診療報酬未収金に係る全ての債権を放棄するもので、債務者は277件を上限として、放棄する債権の額は2,388万734円です。

4、放棄の理由ですが、診療報酬未収金の発生、また市民病院の閉院から20年以上が経過していることから、今後の債務の弁済の見込みが極めて低いものと考えられるためです。

5、債権の回収等に係る経過ですが、平成16年3月の市民病院の閉院の際に、健康福祉総務課が診療報酬未収金の債権管理業務を引き継ぎました。17年1月と10月には、債務者に納付書を発送、同年12月から翌年1月にかけて、債務者に電話や訪問による催告を行うなど債権回収に努めましたが、22年8月19日の入金が最後となり、今日に至っております。

6、発生年度ごとの未収金は表のとおりでして、平成13年度は721万6,930円、14年度は868万4,611円、15年度は797万9,193円、合計2,388万734円、件数は983件で、実人数は277人です。

公平公正の観点から、未償還のまま債権放棄に至ることについては大変申し訳ないことですが、これ以上事務負担や徴収コストをかけたとしても、時効を援用されるだけで、償還される見込みは極めて低いと考えておりますことから、債権を放棄することについて何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

説明は以上となります。

甲木良作委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

上田亜矢子委員

8ページの債権の放棄についてですが、これは仕方ないと思われませんが、回収に係る経過で、この間、本当に真摯に回収されたかということをお聞きしておきたいと思います。

水野知宣健康福祉総務課長

8ページの5の債権の回収等に係る経過にも書かせていただいておりますが、債務者に対し

て納付書の発送や電話、訪問をしまして、平成17年度には300人ほどの対象者に催告を行い、17年12月には電話や訪問という形で督促をしておりますので、そういったところでは努力したと認識しております。

甲木良作委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、質疑を一旦終わります。

続きまして、報告事項の説明を求めます。

高知市新型インフルエンザ等対策行動計画についての説明をお願いいたします。

橋本和明健康福祉部長

それでは、報告事項について、担当課長から説明させていただきます。

島内裕史地域保健課長

行動計画ができましたので、本日の説明はA 3資料を使って説明させていただきたいと思えます。

新型インフルエンザ等の行動計画については、平成27年に策定しておりまして、このたび国、県の行動計画が改定されましたので、それに合わせて本市の計画も改定するものです。

改定の目的は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなりました課題、それから、これまでの関連する法令等の改正を踏まえて、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の感染症も含め、幅広く対応できることを目的とするものです。

改定の概要としては、国や県の行動計画と同様に、対象疾患は幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、対応フェーズを準備期、初動期、対応期の3期に区分して、対策項目も拡大しております。

主な変更点ですが、1つ目が、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ以外の呼吸器系の感染症も念頭に置いた取組を充実させること。

2つ目が、準備期である平時からの取組の充実です。新型コロナウイルス感染症のときには、医療提供体制や検査体制も逼迫しましたので、県と医療機関が締結している協定に基づいて体制を整備し、併せて個人防護具の備蓄、それと訓練などを通じた人材育成なども平時から進めていくとしたものです。

3つ目が、対策項目を13項目に拡大しております。右に書いてありますが、これは後ほど触れさせていただきます。

4つ目が、複数の感染拡大への対応として、機動的な対策の切替えです。

感染状況や疫学等の情報を収集、分析して、体制を整備し、封じ込め時期や感染拡大への対応、またその後、感染状況やワクチン、治療薬等の普及に応じた緩和措置なども含めて柔軟に対応を切り替えていくということにしたものです。

最後に、改定期期の明記をしました。

これまで行動計画では、国も県も市も改定期期を定めておりませんでした。計画の実効性を確保するために、このたびおおむね6年ごとに改定することといたしました。

その下の対応フェーズは、これまで未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5期に分類していたものを、準備、初動、対応の3期に細分類をしております。さらに、対応期の中を4つの時期に細分し、対応を行ってまいります。

準備期は、先ほど申し上げました平時からの準備を行う時期であります。

初動期Aは、感染症の特徴や病原体の性状を把握して、感染拡大のスピードを抑える時期としています。

次に、対応期はBからDまでの4つに細分をしておりますが、まず対応期Bの、封じ込め時期は、限られた知見の中で、海外の動向なども確認しながら、抗ウイルス薬やワクチン対応を始めていく時期、対応期のC－1は、Bの時期からの集積された知見によって、様々なリスク評価と医療提供体制の状況などを考慮しながら、感染拡大を抑制していくような措置を検討し、実施していく時期、対応期C－2は、感染症への対応力が高まってくる時期として、それまでの対策を柔軟かつ機動的に切り替えながら対応していく時期、最後の対応期Dは、緩和時期として、特措法によらずに基本的な感染症の対策に移行する時期としております。

右側が、本市の行動計画の対策項目です。

星印をつけたものが、今回新設した項目になります。

全部の項目についての説明は割愛させていただきますが、例えば星印5番の水際対策では、準備期には検疫所などの関係機関との連携や連絡手順、協力項目などの共有を行います。初動期、対応期には、国、県等と連携しながら、自宅待機者等の健康状態の確認などを実施していくこととしています。

次に、6番のまん延防止では、準備期には、手洗い、うがい、せきエチケットなどの基本的な対策の普及啓発、初動期には、患者や濃厚接触者への対応、対応期では、対応期のBからDまでの段階に応じて、外出自粛の要請や事業所の休業要請などの対応から、感染状況や免疫獲得状況を見ながら規制を緩和していくなど、機動的に対応していくこととしています。

星印11番の保健については、新型コロナウイルス感染症の際に逼迫した保健所業務の課題等を踏まえて、準備期には、訓練や研修を通じた人材育成、初動期には、有事体制への移行の準備、有事期に準備するというのは、保健所の体制の確認や入院調整の方法、それから移送や搬送の体制の再確認、コールセンターの設置などの準備をします。対応期には、その有事体制に移行して、相談対応や疫学調査、入院勧告を含んだ入院調整、自宅や宿泊施設での療養者の調整などを行っていきます。

フェーズを段階的に切り替えながら対策を行うことで、その左横にあります図のように、感染のピークを少しでも遅らせ、かつ実線のカーブを点線のようなカーブにすることで、ピーク時の患者数を減らし、市民生活や医療提供体制への影響を小さくすることを目指していきます。

今回の計画の改定は、国、県の行動計画と合わせる形で整合性を持たせておりまして、また昨年度に県と作成しております高知県・高知市感染症予防計画とも整合性を持たせて、改定しております。取組を充実させながら、幅広い感染症による危機に対応できるように、毎年訓練や研修等も行いながら、本計画を推進していきたいと考えております。

説明は以上です。

甲木良作委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、次の報告事項の高知市福寿園の在り方検討、基本方針についての

説明をお願いいたします。

中島久味高齢者支援課長

それでは、高知市福寿園の在り方検討、基本方針について説明させていただきます。

説明資料の9ページ以降を御覧ください。

高知市福寿園については、昨年3月議会で、令和6年度に行ったサウンディング調査の結果を報告しました。その中で、7年度中に、民営化も含めた在り方の検討を行った上で方針を決定することとしており、このたび市の方針が決定しましたので、報告いたします。

まず、昨年3月議会の厚生常任委員会で報告した内容について、概要を御説明いたします。

10ページを御覧ください。

高知市福寿園は、養護老人ホームと元気ふれあい館の複合施設で、指定管理者制度により社会福祉法人ミレニアムに運営を委託しています。

しかし、令和5年度に実施した指定管理者の公募では応募者がおりませんでした。これは、長期にわたる措置費の据置きによる経営難を理由とするもので、別途指定管理料を払うなど、指定管理者の負担を軽減することで現在も委託を継続できている状況です。

また、指定管理期間は原則5年、最長でも10年と長期的な視点を持った経営が難しいことや、全国的に養護老人ホームの民営化が進んでいる現状もあることから、福寿園の在り方を検討することとなったものです。

福寿園には、立地面、設備面等で課題があり、まず立地区域が第一種低層住居専用地域に該当し、建築可能な建物の用途などが厳しく制限されること、また施設用地の一部が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されており、要介護認定を受けた入居者に介護サービスを提供する特定施設入居者生活介護の指定も実質受けられない立地となっております。

また、施設整備から20年が経過し、電気・機械設備等は、今後、大規模な改修が必要で、養護老人ホームの部分のみで7億円、加えて解体費として3億4,000万円以上が見込まれています。

民営化の検討に当たっては、市としては負担が現状より少なくなり、養護老人ホームが安定的に運営できること、民間事業者は収支が黒字であることが前提条件となります。

サウンディング調査時の試算では、民間事業者の20年収支は指定管理を継続した場合は約4,700万円の黒字、民営化した場合は、土地、建物に係る費用を無償とし、施設改修費を市が全額補助したとしても約2億5,000万円の赤字でした。民間事業者5者との対話では、この収支結果を明示したにもかかわらず、自由な運営ができない等の理由により指定管理への参入には否定的な意見が多く、一方で民営化に否定的な事業者がおらず、介護保険事業との併用で黒字化は可能という意見もありました。

これらの意見から、市としては、住民要望を受けて設置された元気ふれあい館の運営は市が継続することを前提に、土地、建物に係る費用の無償化、改修費の手厚い補助を含め、養護老人ホーム部分の民営化について協議を進めることを厚生常任委員会において報告したところでです。

11ページを御覧ください。

まず、協議を進める中で、サウンディング調査時の条件から幾つか変更となった点があります。

1つ目は、入所者の安全確保の観点から、砂防工事の実施によるレッドゾーンの解消を進めており、工事が完了すれば、施設で介護サービスを提供する特定施設入居者生活介護の指定が可能となること、2つ目は、入所者の安全確保や不具合が多い設備の改修を順次進めていること、3つ目としては、養護老人ホームの措置費について大幅な改定を行い、令和8年度は今年度の1.3倍以上となる見込みであることです。11ページの表は、これらの変更点を反映したモデルケース5つについて、20年収支を試算したものです。

条件としては、指定管理か民営化か、市が施設改修費を全額補助するか補助しないか、特定施設の指定を受けるか受けないかの3項目の組合せとなっており、①が現行の指定管理継続の場合です。

左側の高知市の収支を御覧ください。

③施設改修補助ありの民営化が最も負担が大きく、それ以外は、現行より収支は改善しますが、特定施設化する②、⑤がより負担減につながります。

右側の民間事業者の収支では、来年度からの措置費増額の影響により全て黒字見込みとなっている中、②特定施設化して指定管理の黒字が最も大きくなっております。

しかし、指定管理には否定的な事業者が多いことから、参入ハードルが高く、競争が見込めません。

なお、この試算における特定施設化による介護報酬は最低限の加算のみで算定しており、実際は⑤の収支が③より高くなる可能性があります。市と民間事業者両方のコスト面や参入のハードルの観点から、競争により事業の効率化や経営改善の可能性が高くなる民営化が総合的に優れた手法と考えられ、その中でも、民営化し特定施設化する⑤の場合に市の収支が最も改善される見込みであり、これを第1案と考え、特定化を前提とした民営化の方針で進めていきたいと考えております。

この場合、事業者収支も大幅な黒字が見込まれ、土地、建物に係る費用の有償化など、市のさらなる収支改善が見込める可能性もあります。

なお、元気ふれあい館及び不動産の取扱いについては、今後の検討事項とさせていただきます。

12ページを御覧ください。

今後のスケジュールですが、令和8年度にサウンディング調査に協力いただいた民間事業者への再ヒアリングを行いながら、民営化に当たっての条件の検討を進めます。9年度にプロポーザルによる民営化法人の選定を行い、10年度を現指定管理者からの引継ぎ期間にしたいと考えております。

説明は以上になります。

甲木良作委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

上田亜矢子委員

11ページですが、今回措置費が上がったので黒字化の見込みということですが、このこともあって措置費を上げたのでしょうか、その辺の考えを聞かせてください。

中島久味高齢者支援課長

措置費については、昨日の分科会でも御説明しましたとおり、物価や人件費の高騰等によ

り、安定した施設運営が困難になっている養護老人ホームの現状を伺った上で増額を決定したものです。

上田亜矢子委員

もしこのままであれば立ち行かなくなると考えたということでしょうか。

橋本和明健康福祉部長

昨日の分科会でも説明いたしましたけれども、そもそも養護老人ホームの措置費については、もともと国で基準が決められていましたが、平成17年頃の三位一体の改革のときに一般財源化されて、市町村で独自に決定することになりました。そこからずっと消費税見合いの部分は別として据え置いてきておりましたので、全国的にも交付税で算入しているのに、措置費の引上げをしていないのはいかなものかという国からの指摘もあり、加えて民間事業者からも、ずっと据置きでは事業がなかなか苦しいという声もいただきまして、今回、引上げの形を取らせていただいたということです。

先ほど少し冒頭で説明しましたが、現在の指定管理に当たって、措置費だけでは指定管理が受けられないということがありましたので、民間給与改善費といいますか、その見合いの部分で指定管理料で上乗せをしておりましたが、今回の措置費の見直しに合わせまして、その上乗せ分については来年度からは減らすという形を取っております。

氏原嗣志委員

20年前に、特別養護老人ホームはるの荘を民営化しました。ですから、福寿園がどうしてもこんなに問題になるのか、どうして民営化にしないのだろうかと思っていました。もう官がやる時代じゃないと、当時の私は決断しました。いろんな条件の中で、官がやることによってマイナス部分、リスクの部分といったもの考えた上で民営化に踏み切りました。プロポーザル方式で、民間の社会福祉法人に事業を担っていただき、現在のうららか春陽荘がありますので、福寿園の民営化についても、ぜひ進めてください。

甲木良作委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、健康福祉部からの報告についての質疑を終わります。

一旦休憩いたします。

〔午前11時4分休憩〕

〔午後0時57分再開〕

甲木良作委員長

再開します。

今回審査を行った議案について討論を行います。

岡崎豊委員

それでは、討論を行います。

私は、ただいま議題となっております市第42号高知市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例議案に対し、反対の立場から討論を行います。

本条例は、昭和55年に施行され、災害によって親を失った子供を支援するための制度とし

て、長年にわたり本市の福祉施策の一つとして継続されてきました。災害により保護者を失うという極めて厳しい状況に置かれた子供に対し、市として支援の意思を示す制度であり、その意義は小さくないものと考えます。

今回の改正は、制度を廃止するものではないとされていますが、令和8年4月1日から当分の間、新規認定の申請受付及び受給資格の認定を行わないとするものであり、実質的には制度の新規利用を停止する内容となっています。条例そのものは残るものの、新たな対象者が生じても制度を適用しないということになれば、結果として制度は時間の経過とともに消滅していくことになります。

さらに、今回の改正は、本市の事務事業見直しの一環として検討されたものとお聞きしています。行政運営の効率化や事業の見直しは重要な取組ではありますが、だからといって全ての制度を同じ基準で整理すべきとは限りません。特に災害遺児のように極めて少数であっても、支援が必要な対象に対する制度は、一般的な事務事業とは性格が異なるものであり、単に利用者が少ないという理由だけで見直しの対象とすべきかについては慎重な判断が求められると考えます。

本制度の実績を見ても、令和2年度には10世帯、14人、6年度でも5世帯、9人の児童が対象となっており、現在も支援を必要とする子供は存在しています。

また、支給額は児童1人当たり3万円であり、年間支給総額は最大でも42万円にとどまっています。市の財政規模から見れば極めて小さな支出であり、この程度の財政負担を理由として、制度の新規認定を停止する必要があるのかについては疑問を持たざるを得ません。

加えて、本市は南海トラフ地震など大規模災害への備えを重要な政策課題として掲げています。将来の災害発生の可能性が指摘される中で、災害によって親を失った子供を支える制度について、新規認定を停止することが本市の災害対策の理念と整合するかという点についても慎重な検討が必要ではないかと考えます。

条例とは、市としてどのような理念の下に施策を行うかを示すものであります。災害遺児を支える制度は、人数の多寡によって評価されるものではなく、最も支援を必要とする人々に対して社会がどのように向き合うかという姿勢を示すものであります。

以上の理由から、本条例改正には賛成することができないことを申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

甲木良作委員長

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、市第23号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第23号議案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、市第37号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第37号議案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、市第39号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第39号議案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、市第42号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、市第42号議案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、市第43号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第43号議案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、市第44号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第44号議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、市第45号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第45号議案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、市第46号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、市第46号議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、市第47号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第47号議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、市第48号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第48号議案は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、市第71号議案について採決いたします。

本議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第71号議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書議案に移ります。

一旦休憩いたします。

〔午後 1 時 4 分休憩〕

〔午後 1 時 5 分再開〕

甲木良作委員長

それでは、再開いたします。

日本共産党提出の〇ＴＣ類似薬の保険適用除外及び特別料金導入を行わないことを求める意見書（案）ですが、一致できますか。

〔「不一致」と呼ぶ者あり〕

不一致となりました。

次に、日本共産党提出の高額療養費制度の限度額引上げについて撤回を求める意見書（案）ですが、一致できますか。

〔「不一致」と呼ぶ者あり〕

不一致となりました。

最後に、日本共産党提出の障害のある子供に係る公的給付の所得制限撤廃を求める意見書（案）ですが、一致できますか。

〔「不一致」と呼ぶ者あり〕

不一致となりました。

閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

委員会条例第40条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各事件について閉会中もなお継続して調査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

最後に、委員長報告については、委員長一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で厚生常任委員会を閉会いたします。

〔午後 1 時 7 分閉会〕